

令和 8 年度 学校の部活動に係る活動方針

岩手県立黒沢尻北高等学校

1 活動の方針

- (1) 生徒の自主的、自発的な活動を推進する。
- (2) 健全な身体と豊かな感性を育む。
- (3) 生涯にわたるスポーツ・文化芸術に親しむ基盤作りに努める。
- (4) スポーツ・文化芸術に関する資質を生かし、その能力を伸ばす。

2 休養日・活動時間について

- (1) 週1 回以上の休養日を徹底しながら、年間平均で週当たり 2 日以上の休養日の設定に努める。
- (2) 考査1 週間前から考査終了までは、部活動を禁止とする。（部活動延長願を除く）
- (3) 平日は、19:00 には下校を完了する。
学校の休業日および長期休業中の部活動は、原則として午前または午後の半日を目安とする。（大会・練習試合・合宿等を除く）
- (4) 原則として試合日から 2 週間前に延長願を提出し、許可された場合に 1 時間程度の活動時間の延長が認められる。
- (5) 考査終了から 2 週間以内に公式試合がある場合、部活動停止期間中は、1 時間程度の活動を認める。

3 指導上の留意点

- (1) 年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出するとともに生徒・保護者への情報提供を行う。
- (2) 生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (3) スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得られるように指導を工夫する。
- (4) 生徒とコミュニケーションを十分に図り、バーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、適切な指導を行う。
- (5) 活動時間を守り、合理的でかつ効率的・効果的な活動とする。
- (6) 望ましい生活リズムを作り、多様な活動を行うことができるよう、必ず休養日を設ける。
- (7) 生徒の健康管理および活動場所の安全管理に気を配る。特に、気温が著しく上昇し、体調を崩すような厳しい環境の下での部活動は原則として行わない。
- (8) 部活動の参加を義務づけたり、活動を強制したりしない。

4 その他

- (1) 炎天下における部活動では、活動前、活動中、活動後にこまめに水分及び塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒の健康管理に努める。
- (2) 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、速やかに水分・塩分の補給、体温冷却、病院への搬送等、適切な応急手当等を実施する。